

労働安全コンサルタント試験「受験対策テキスト（第5版）」正誤表

H28. 9. 19

テクノ・リアライズ

1. 法改正による変更

P. 169 (運転位置から離れる場合の措置) 則 160 条

改正前	事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。 1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。 2 原動機を止め、 <u>及び</u> 走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
改正後	事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。 1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。 2 原動機を止め、 <u>かつ</u> 走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

P. 289 則 84 条の 2 → 則 85 条

改正前	(計画の届出を要しない仮設の建設物等) 第84条の2 法第88条第1項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、6月未満の期間で廃止するもの(高さ及び長さがそれぞれ10m以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ10m以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が60日未満のもの)とする。
改正後	(計画の届出をすべき機械等) 第 85 条 法第 88 条第 1 項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等とする。ただし、別表第 7 の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。 1 機械集材装置、運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)、架設通路及び足場以外の機械等(法第 37 条第 1 項の特定機械等及び令第 6 条第 14 号の型枠支保工(以下「型枠支保工」という。)を除く。)で、6月未満の期間で廃止するもの 2 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの

2. より妥当な内容に変更

項	修正箇所	旧（誤）	新（正）
P. 15	H 2 3 - 3 ⑤ → H 2 3 - 3 改変	安全提案制度は、・・・TQC活動等と連携させながら、進めることが <u>ポイント</u> である。	安全提案制度は、・・・TQC活動等と連携進めることが <u>効果的</u> である。 <u>（原問は「ポイント」となっていたが、「効果的」に修正）</u>

3. 記載ミスによる修正

項	修正箇所	旧（誤）	新（正）
P. 193	模擬問題 解説 ④	○：・・・手すり <u>が使用</u> であるが、高さに関する規定はない。	○：・・・手すり <u>が必要</u> であるが、高さに関する規定はない。 （「手すり等および中棧等」の設置のみが要求されている。）
P. 225	6 小型圧力容器 イ	・・・内容積が 0.2 m ³ 以下 ・・・	・・・内容積が 0.2 m ³ 以下 ・・・
P. 245	出題例 H 2 1 - 1 1 解説	×：合図を統一的に定める対象は、 <u>クレーン等</u> の荷役運搬機械であり、・・・	×：合図を統一的に定める対象は、 <u>クレーンおよび</u> 荷役運搬機械であり、・・・